

若越郷土研究

48の1

越前国国人衆の堀江氏から朝倉氏国衆へ

一 堀江氏の系譜を中心に

松原 信之

一、はじめに

越前国の国人衆で最も有力な豪族は、いうまでもなく堀江氏であつて、平安時代中期の鎮守府將軍藤原利仁流斎藤氏の後裔として越前生え抜きの名族であつた。堀江氏が史料上に勇々躍如として登場するのは、長祿三年（一四五九）八月、越前北部を中心に展開した、いわゆる長祿合戦前後からで、守護と守護代の主導権をめぐる争いであつたが、その背景には在地支配をめぐつて権力編成をすすめる甲斐氏と、これに向背する在地国人との抗争の様相があつた。反甲斐氏勢力は守護斯波義敏を推戴しているものの、その主導権を握り中核となつて終始戦つたのが堀江石見守で

あつて、結果は堀江石見守父子の敗死、甲斐方の勝利で終わったが、その甲斐常治も合戦の翌日急死すると、常治と共に戦つた朝倉孝景が漁夫の利を占め、以後、越前における主導権を収めた朝倉氏が戦国大名化を進めることとなった。この堀江石見守の存在は、朝倉孝景の戦国大名化の進展にも大きな影響を与えたが、歴史の歯車がもし少しでもずれたならば堀江氏が朝倉氏に取り替わり得たかも知れない。それだけに朝倉孝景の戦国大名化を論ずるための前提には堀江氏の動向は避けて通りえない存在であろう。

このため、越前の戦国期研究を志向する者にとつては、堀江氏の動向に深い関心を寄せ、その解明を望むのは当然であるが、これまでに堀江氏については、『朝倉始末記』などの記述や不十分な地方史での論述のみで知り得るだけであつた。これは、『大乘院寺社雑事記』（『雑事記』とする）をはじめ、かなり豊富な史料が伝来しながらも、史料が断片的で系統性にも欠けているため明確な系譜がたどれず、十分な検証がなされていないからであろう。しかし、近年、松浦義則氏は、

豊富な史料の綿密な分析と考証にもとずいた「越前国人堀江氏の動向について」⁽¹⁾の論稿を発表され、堀江氏の実態がほぼ明らかとなった。これによつて、これまでの堀江氏に関する断片的で不十分な論述もほぼまとめられてきた。

しかし、筆者もまた早くから堀江氏に関心を有し独自に骨々と史料の収集を続けてきて筆者なりの新史料にも巡り会えたとし、松浦氏の論稿といささか見解の異なる論旨もあるので、改めて筆者も本稿を草する意を決した。なお、松浦氏の論稿で意を尽くされた部分については、紙数の関係からあえて本稿では詳述を避け、松浦氏の論稿を借りて略述することとどめ、筆者は主として堀江氏の系譜を中心に論稿を展開することにした。

注記

(1) 福井大学教育学部紀要 第三部 社会科学第五号（一九九八年二月）

二、堀江氏の出自とその初出史料

堀江氏の出自については、『朝倉始末記』や、堀江氏の子孫と称する岡部家の系図⁽²⁾などでは、藤原利仁流斎藤氏の後裔としている。

『尊卑分脈』によれば、藤原利仁の子忠頼が加賀斎藤氏の祖となり、弟伊傳から越前斎藤氏が始まる。越前斎藤氏は、伊傳の子為延の正田系斎藤氏（正田・方上・竹田・大谷・宇田・葦崎・志比・千田・熊坂の諸流に分かれる。）と、則光の河合系斎藤氏（吉原・粟生・河合・坂南・脇本・藤島・木田・安原・稲津・松本・大見の諸流に分かれる。）とに分流して、越前における一大国人領主群を形成した。『尊卑分脈』は鎌倉初期までしか記述していないので、堀江氏がどの諸流に属するかは、これによつては知ることができないが、

岡部系図では『尊卑分脈』の河合斎藤流（則光→則重→助宗）の中の稲津氏流（景実→実澄→実副）に系図を次第し、最後の「実副」を岡部系図の「実嗣」と同人に仮定すると、岡部系図では「実嗣」の時に「住川口庄堀江郷」とあり、これより堀江氏を称したことになる。この「堀江郷」とは平安時代の「和名抄」に見える郷名であつて現在の芦原町堀江十楽の地に比定されるから、河口庄というよりも坪江庄内に所在していた。この古代の「堀江郷」の郷名も、中世に入ると坪江庄に込め

られて消滅している。なお、岡部系図は、早くとも中世末、近世初頭に成立したものと見られ、上代部分については当然信頼できるものではないが、後述するように、堀江氏が早くから藤原利仁流斎藤氏の後裔だと強く認識していたことは事実であろう。

ところで、堀江氏が確実な史料に初めて現れるのは、明徳三年（一三九二）八月二十八日、相国寺供養に臨む將軍義満に供奉した諸将やその随臣を記した「相国寺供養記」である。これには、後陣一番を勤めた越前守護家の斯波義重の弟満種の随臣十二名が名を連ねているが、堀江氏の名はない。但し、堀江氏の本姓が藤原流斎藤氏であることを考えれば、斯波満種の三番目に列記された随臣の「斎藤石見守藤原種用」が堀江氏であることは明白であり、斯波満種が斯波氏の庶子家ながら、堀江氏はすでに守護斯波氏の被官化していたことが知られる。

注記

(2) 「岡部系図」は、『福井県坂井郡誌』（一九一二年刊）に収載されているが、誤植や省略部分も多いので、昭和三十年後半に直接、撮影させてもらった現坂井郡春江町井向の岡部家

(3) に伝来した系図の写真版によつた。
『群書類従』釈家「扶桑拾葉集」中

三、三国湊代官としての堀江氏

越前国の重要な港湊都市、坂井郡坪江庄の三国湊廻船交易関所は、宮内省内膳司領として朝廷の財源の一所であつた。永徳元年（一三八一）・同二年にかけて、この交易関所を押妨違乱したのが当所の住人深町・北村・嶋津一族であつたが、応永十九年（一四二二）十一月日付「内膳司某申状写」によると、「越前国三国湊田地等間事」につき押妨違乱したのは、彼等に代わつて「近年当国住人堀江・桑山以下輩、号南都代式、為守護彼官人」とあり、堀江氏が守護被官人として応永期すでに三国湊の南都代官職を獲得するまでに成長していた。すでに松浦氏も指摘されているように、坪江下郷内阿古江出来嶋に対する三国湊方の違乱に対して応永三年八月二十七日に発給された大乘院門跡御教書の宛所「堀江禪門（賢光）」は、三国湊の南都代官職にあつたことが知られ、さらに、同二十五年には賢光の子と考えられる湊代官の「道賢」が、河口庄本庄郷満丸名の濟物給主であつた福智院栄

舜の訴陳に対し詳細に弁明したのが「道賢申状」⁽⁷⁾で、実名は「教実」と考えられる。この「道賢申状」については松浦氏が詳細に検討しておられるので、ここでは重複を避けたいが、この時代すでに堀江氏自らが「利仁伝承」を主張して建久以来の由緒を持つと考えたことが知られる。ただ、松浦氏は賢光を「相国寺供養記」に現れる石見守種用にあたるかどうか確証がないとしながらも、その可能性は高いとされているが、筆者は、この石見守家は後述する如く、「賢光」以前の早くに分派した別系統の堀江氏ではないかと推定している。

注記

- (4) 永徳元年五月十八日付「後円融天皇論旨写」・永徳二年五月廿二日付「西園寺実俊書状写」〔桂宮家文書〕宮内庁書陵部所蔵文書「福井県史」資料編2所収
- (5) 「桂宮家文書」宮内庁書陵部所蔵文書〔「福井県史」資料編2所収
- (6) 「坪江郷奉行引付」〔小浜・敦賀・三国湊史料〕所収
- (7) 「福智院家文書」〔「福井県史」資料編2所収

四、堀江三郎左衛門とその系統

応永十二年七月に畠山基国に替わって管領

松原 越前国国人衆の堀江氏から朝倉氏国人衆へ

に就任した越前国守護斯波義重が、同時に遠江国守護に任ぜられると、越前守護代の甲斐氏もやがて遠江国の守護代を兼任した。そして、早くも同年十一月十九日付「加賀嶋某奉書案」によつて斯波氏の遠江国守護在任の初出史料が現れ、以後、遠江国には越前から斯波氏の被官堀江氏が入部して守護代甲斐氏と連携しながら在地支配を強め庄園侵略が始まった⁽⁸⁾。堀江氏と甲斐祐徳の遠江国入部は、斯波氏の遠江国守護就任の前年に行われている。細江(堀江)某が東寺米年貢を請け負っている。同十三年九月十三日付「最勝光院方国定引付」により、「細江修理亮入道」が東寺領村櫛庄の本来米の半済を実現しているが、同十八年九月廿一日付の同「国定引付」の「堀江殿」宛書状の文面には、確実に「遠州守護武衛家人堀江入道」と明記されている⁽⁹⁾。東寺領村櫛庄の職関係は領家の徳大寺家と地頭の天龍寺の両方から年貢米を徴収して東寺へ納入することになっているが、天龍寺方の請負い代官を勤めた堀江氏が年貢を押領したため、応永二十六年に、これを幕府に訴えた。これに対し幕府は御教書を発してこれを在地

に遵行しているが、命令系統は守護斯波義淳↓守護代甲斐祐徳(将教)↓堀江三郎左衛門尉入道となっており、これに応じて直ちに天龍寺へ「奉書」の旨に任せて地頭職半済分を打ち渡す「送状」を送ったのが「堀江道賢」であった。すなわち、堀江三郎左衛門尉入道は法名が「道賢」であり、先の「堀江修理亮入道」の子息であろう。その後、長祿三年には都田御厨下方地頭職が堀江方へ、文明十年(一四七八)には大神宮領浜名神戸の請負代官職が堀江小猿に任命され、長享二年(一四八八)・延徳二年(一四九〇)には南禅寺領新所郷の堀江氏押妨が訴えられており、先の堀江三郎左衛門尉入道道賢の子孫か、その一族が遠州浜名湖周辺に確実に土着して勢力を扶植していたことが知られる。

ところで、室町期から応仁文明の内乱期に及ぶ約半世紀間の興福寺が記録した越前国河口庄職人名が、応永二十一年(一四一四)・永享九年(一四三七)比・文正元年(一四五六)⁽¹⁰⁾の三点の史料に検出される。最初の史料、「寺門事条々聞書」によれば、応永二十一年八月二十二日、河口庄職人が上洛、その

河口庄十郷の政所・公文などの代官名を見ると、守護代甲斐氏と並んで、堀江石見守を筆頭に堀江三郎左衛門・堀江帯刀など堀江一族が職人中で最高の六か所の代官職を占有していたことが確認される。ここで注目したいのは、応永二十一年に荒居郷の政所職を保有していた「堀江三郎左衛門」である。つまり、応永二十六年に幕府に訴えられた東寺領遠江国村櫛庄の天竜寺方の請負代官の「堀江三郎左衛門入道道賢」こそ越前荒居郷政所職の「堀江三郎左衛門」と同一人で、さらに先に述べた三国湊の南都代官職にあった「道賢申状」の「堀江道賢(教実)」その人に相当する。「道賢申状」の条項中に「荒居郷事、今度為寺門被糾明、道賢依無不法令落居事」とあり、道賢が荒居郷の政所職を有していたことを示唆するからでもある。とすれば、「道賢」の父「賢光」は逸早く遠州へ進出した「堀江修理亮入道」であろうか。

さて越前では、永享九年比の荒居郷の政所職から「堀江三郎左衛門」が消えるのは、彼が越前を離れて遠江国へ進出して土着してしまっただけであろう。そして、以後これに代

わって荒居郷政所職を保有した「本庄氏」は「堀江三郎左衛門」の傍系の可能性が高く、堀江三郎左衛門が守護代甲斐氏と連携したからこそ、本庄氏も長祿合戦で守護代甲斐氏方に属したのであるうか。さらに、後に「左衛門三郎」の通称を名乗る堀江氏は、この「堀江三郎左衛門」の子孫と関係があると想定される。以上、先の「道賢申状」や後述する「堀江細呂宜家」系譜なども勘案すると、以下のような系譜が想定される。

堀江賢光(修理亮入道)―三郎左衛門入道道賢(教

実)―左衛門三郎

越中守景用―越前守久用

注記

- (8) この経緯については、森田香司氏の「守護被官の在地支配―遠江 堀江氏を事例として―」(地方史静岡第十六号)に詳細なので、すべて当論文に依拠して論拠もここでは省略したが、論拠となる文書史料については「静岡県史」資料編6中世二によって確認し一部訂正した。

- (9) 東寺文書には、この二点のみ「細江」と見えるが、以後すべて「堀江」であること、在地名などから勘案しても「堀江」の誤記であると、森田香司氏は論じており、「静岡県史」資料編でも補注で訂正している。近年、河村昭一著「守護斯波氏の遠江国支配機構」が発

表され、堀江氏の遠江国進出についても詳細に述べられ、堀江三郎左衛門入道が数智郡の郡司であった可能性を示唆しておられる。

- (10) 河村昭一氏著「畿内近国における大名領国制の形成―越前守護代甲斐氏の動向を中心に―」(史学研究五十周年記念論叢)によれば、堀江氏以外にも「織田主計入道浄祐」も遠江国原田庄の代官職を獲得している。
- (11) 「寺門事条々聞書」(河口庄職人上洛「北国庄園資料」所収)
- (12) 「河口庄坪江郷之帳」(「北国庄園資料」所収)越前国河口庄十郷 付十郷諸職人
- (13) 「大乘院寺社雑事記」文正元年七月一日条

五、堀江石見守家とその系統

長祿合戦の前後にかけて『雑事記』の記述に頻出する「堀江石見守利具」は、守護方の主導権を把握し、その中核となつて終始戦い、最期は長祿三年(一四五九)八月、堀江石見守父子ともどもに敗死して石見守家は、一旦滅亡するが、この石見守家は先に述べた堀江氏初出史料として見える「相国寺供養記」の「斎藤石見守藤原種用」の系統と推定される。そして、室町中期に宗祇・兼載らが編集した『新撰寛政波集』の「作者部類」の中に「藤原光伝 武衛内堀江七郎」と「藤原種久 同(武衛内)堀江中務」の堀江氏二名が名を

連ねているが、後者の 武衛内「堀江中務丞種久」こそ藤原種用の子息の可能性が高く、恐らく斯波持種の一字を拝領して「種久」を名乗り、後には石見守を継承したと思われる。この「作者部類」には朝倉氏関係者の記載はなく、堀江氏が早くから連歌に秀でていたことが知られる。

ところで、室町期の歌人、正徹の和歌を弟子の正広が編纂した私家集に「草根集」があり、正徹が晩年に草庵へ武將を招いて興行した歌会を記載しているが、その中に次のような記録がある。

宝徳元年（一四四九）正月二十六日

藤原利永以下余人草庵に來りて読歌よ

みし中に

同 二月二十八日

藤原利永す、めし月次に

同 六月十一日

藤原利永沙汰をし月次に

これに続けて、長祿元年七月八日から同二年八月まで、九度にわたって「日下部敏景（孝景）」が歌会を興行しており、「日下部」が朝倉の本姓であると同じく、藤原利永の「藤原」

松原 越前国国人衆の堀江氏から朝倉氏国衆へ

も堀江の本姓であるから堀江利永のことと推定され、時代的に考えて堀江石見守利具の父の可能性が高い。さらに、『五山文学新集』に収められた「庶庵遺藁」の「越州太守大功宗輔居士像」賛文では、「大功宗輔」に、『五山文学新集』の編者は「斎藤利永」の補注を付しており、まさに「大功宗輔」と「藤原利永」とは同一人であり、堀江利永その人であろう。賛文を次に示すと、

越州太守大功宗輔居士像

堂堂萬夫之持、肅肅一世之雄、義氣外溢、忠勤内充、美利仁而振勳閥、英烈未□、弼源君而專政柄、令聞弥隆、鼓勇當八面之寄、挫敵奏百戰之功、不翅威加塞外、抑亦化被山東、謂麾幢之可擁焉、望則常品曷似、爲鐘鼎之可列矣、伺則衆人惟同、確守儉素、凜厲清風、或參宿師老柄、竊比毘耶龐翁、迄乎韜畧劍術之奧、歌詞翰墨之工、神解意

頌、深詣精通、夜壑藏舟、此身盍百而贖、華屋易簀、知命踰三以終、臨行无碍自在、脫離世相樊籠、吾夙聆斯人於天下談士之口、何幸觀儀形於身後圖畫之中、於戲、我我雪山之太白、亘宇宙而獨崇、宜子孫與峻

嶺齊、而保藤氏之榮祿於無窮焉夫、

とあり、文中の「承利仁而振勳閥」、「弼源君而專政柄」、「而保藤氏之榮祿」は、「利仁將軍の子孫としての勳閥を振るったこと」、「源君」を斯波氏とすれば「守護斯波氏を補佐して政權を専にしたこと」、「藤原氏の榮祿を保持したことを讃えており、さらに「敵」を挫いて「百戰之功」を奏するほどの武人としての劍術の奥儀を極めるのみならず、「歌詞翰墨之工」にも秀でていたことなどから、文武両道に優れた「藤原利永」こそ「堀江利永」と同一人であることを示しており、さらに利永は種久の子であることも示唆し、父子ともに連歌・歌道の文芸に関心が深かったのであろう。

さて、斎藤石見守の祖である藤原種用、その子種久が、守護斯波家の庶家、斯波満種・持種の「種」を拝領して随臣となったものの、先に示した応永二十一年・永享九年比の河口庄職人名でも知られるように、本庄郷の公文職と細呂宜郷上方の政所職を堀江石見守が保有して堀江一門の中核的存在に成長すると、子・孫の堀江利永・同利具は守護本流の斯波

氏に従うようになり、堀江氏の嫡流を自認するようになって、元祖の藤原利仁將軍の子孫であることを誇示する「利」を通字に用いるようになったと考えられる。しかし、長祿合戦の結果、堀江石見守父子は敗死して、少なくとも、この石見守嫡流は、ここで一旦滅亡したと見るべきであろう。

齋藤石見守藤原種用——中務丞種久——利

永——石見守利具

なお、先に見た『新撰免玖波集』の「作者部類」の中に、「藤原種久 堀江中務」とともに名を連ねた「藤原光伝 武衛内堀江七郎」は、後に朝倉孝景が反朝倉勢力と対抗する「屋形方（斯波方）」の奉行人「堀江安芸守光利」⁽¹⁶⁾として現れる。「光利」の父ではないかと考えられる。「光」の通字は守護代甲斐敏光の一字を拝領したものと思われ、「斯波内」とあっても堀江の庶流である「安芸守」家は斯波の直臣ではなく、守護代甲斐氏の家臣であったと推測され、朝倉氏には臣従せずに斯波氏や甲斐氏とともに反朝倉勢力として、子孫は加賀へ没落したのであろう。ところで、

『朝倉始末記』には、文明六年の南条郡山

合戦で敏景(孝景)の御内の「堀江七郎景重」が連歌の妙技を披露したことが見えているが、これは恐らく「堀江七郎光伝」と混同しての寓話であろう。

注記

(14) 『続々群書類従』十五

(15) 『丹鶴叢書』所収

(16) 『越州太守大功宗輔居士像』贊文、季弘大叔集「庶庵遺藁」(『五山文学新集』六巻)

(17) 『雑事記』文明十二年八月三日条。同年十二月十一日条では「屋形并甲斐・坪江安芸守方

へ罷出」とある。「坪江安芸守」も光利のことと思われる。

六、堀江「細呂宜家」の系譜

河口庄細呂宜郷下方の公文・政所職を断続的ながら保有してきた堀江一族を「細呂宜殿」と称された。細呂宜郷下方の給主は大乗院門跡経覚であったため、経覚の日記『経覚私要鈔』以下「私要鈔」と略称す⁽¹⁸⁾。「細呂宜郷下方引付」(以下「下方引付」と略称す⁽¹⁹⁾)

や、経覚から大乗院門跡を継承した尋尊の日記『大乘院寺社雑事記』など、細呂宜郷やその職人の動向に関する史料はかなり多く伝来する。なお「堀江細呂宜家」については松浦氏の論稿に詳細なので、これに依拠して、以

下「細呂宜家」の動向については省略した部分が多い。

細呂宜郷の職人として初めて知られる人物は、先の応永二十一年「河口庄職人上洛」の中に見える「堀江帯刀」である。これによると、堀江帯刀は細呂宜郷公文職と細呂宜郷下方の政所職を兼任している。堀江帯刀が細呂宜家の祖であることは、時代が下がって『雑事記』明応六年(一四九七)七月八日条に細呂宜郷下方代官として、先の堀江帯刀の曾孫に当たる人物に「堀江帯刀左衛門尉 号細呂宜殿」とあるからであるが、応永二十一年の堀江帯刀に次いで現れる人物で『私要鈔』文安二年(一四四五)二月四日条に見える加賀富樫氏の争乱に關与して關所とされた「細呂宜郷政所堀江越中」は、「一代政所賢光子越中守景用」と同人であり、「一代」とは細呂宜郷の堀江氏「初代」を意味するものと解され、とすれば、先の「堀江帯刀」とは、青年期の初名で、後に改名して越中守景用を称したと考えられる。

堀江越中が關所に処された年の翌三年九月十四日には、堀江越中の子息、下方政所の堀

江越前守久用も、加賀国合戦で堀江党三十余騎とともに打死している。²⁰⁾この頃、加賀国では守護職をめぐる富樫教家・泰高兄弟が抗争を繰り返しており、越前の斯波持種は泰高を支援したため兄の教家は敗北して越中国へ逃避している。²¹⁾富樫氏とは同じ藤原利仁の後裔を認める堀江氏のうちの加賀に近接した細呂宜郷下方の細呂宜氏が富樫氏の抗争に巻き込まれるのは当然のことであったと考えられるが、堀江越中が闕所となり、その子久用も打死しているから、恐らく斯波持種とは反対に教家方に組して敗北したのであろう。

堀江越前守久用の後、細呂宜郷下方の政所としては堀江左衛門三郎が一時的に現れ、宝徳二年(一四五〇)四月に年貢を今月中に沙汰すべく請文を提出している。²²⁾しかし、堀江左衛門三郎もまたしばしば年貢を未進するようになると、大乘院の要請により守護代甲斐氏の直務として年貢を直接大乘院へ納入するようになった。²³⁾一方、下方の公文職は敗死した堀江越前守久用の子息の民部尉がそのまま保有したが、やがて、幕府内談衆で上方政所職を得た大館教氏が、甲斐氏の推薦を背景に

下方への進出を図った。しかし、甲斐氏が代官職を望むようになり、細呂宜郷の職権めぐり混沌とした状態で長祿合戦に突入したのである。

合戦で守護代の甲斐方にあつて勝利した「細呂宜殿」民部尉は下方政所職も保有し、地下人の抵抗を受けながらも、文正元年(一四六六)四月には堀江民部が強引に内部して補任を要求したため、百姓が逃散するという事態を招いており、²⁴⁾その後も応仁二年(一四六八)頃まで「安位寺殿御自記」や「下方引付」に堀江民部がしばしば見える。ところが、『雑事記』文明七年一月十九日条に年貢千疋を納入した「下方代官堀江中務丞景用」は、堀江民部とは系譜的に関係がなく、むしろ堀江越前守久用の敗死後の宝徳二年に細呂宜郷下方政所職人として現れた「堀江左衛門三郎」と同人ではないかと考えられる(後述の「堀江南郷家」参照)。「雑事記」明応五年(一四九六)閏二月十七日条には「細呂宜下方ハ堀江民部さ衛門尉 是ハ越前守孫也」とあるから、先の堀江民部の子ということになるが、翌六年七月八日条には「号細呂宜殿

堀江帯刀左衛門尉 下方」とあるから越前守孫の堀江民部さ衛門尉と同人で、細呂宜家の祖「帯刀左衛門尉」の官途に改称したものと考えられる。しかし、以後は史料の関係から細呂宜家の系譜はたどれないが、永祿四年(一五六一)〜同十二年の大乘院の年貢収納帳の「河口庄勘定帳」によれば「細呂宜殿」が細呂宜郷下方の本役を負担しており、朝倉氏滅亡まで細呂宜家は存続したらしい。以上、細呂宜家の系譜を一応整理すると、次の通りとなる。

賢光——堀江帯刀左衛門——越前守久用——尉越中守景用

——民部尉——民部さ衛門尉
——帯刀左衛門尉

注記

- (18) 『経覚私要鈔』(『私要鈔』)は、現在『史料纂集』として翻刻されているが、第五巻の寛正三年六月までしか完成しておらず、以後については「北国庄園史料」に収載されている。「安位寺殿御自記」に依拠した。
- (19) 「北国庄園史料」所収
- (20) 「安位寺殿御自記」寛正五年五月二十九日条
- (21) 「細呂宜郷下方引付」文安三年九月十七日条
- (22) 『史料総覧』巻七
- (23) 『私要鈔』宝徳二年四月七日条
- (24) 「細呂宜郷下方引付」享徳三年四月条

(25)『雑事記』長祿二年九月十四日条に「細呂宜郷下方政所等事、本職人ハ堀江ノ越前之子民部ナリ」とあるからである。

(26)『雑事記』長祿四年九月七日条

(27)「細呂宜郷下方引付」文正元年四月十四日条・同年四月二十七日条・『雑事記』文正元年六月十九日条にも「坪江越前之子民部強入部」とある。

(28)「安位寺殿御日記」文正元年八月四日条・同二年三月四日条・応仁元年十月十五日・同年十月十八日条・「細呂宜郷下方引付」応仁二年五月五日条・同年十月八日条

(29)京都市文学部国史教室所蔵文書

七、堀江の南郷「石見守家」系譜

『雑事記』明応五年（一四九六）閏二月十七日条に「当時堀江ト号スルハ加賀国者也、号堀江之南郷、云石見守也」とありながら、翌六年七月八日条には「石見守ハ遂電」とする。当時、朝倉氏の領国支配下にあつて国衆として朝倉に臣従していた堀江氏は南郷系石見守で、加賀国の南郷より進出した堀江一族であつたらしい。この堀江南郷系石見守とは、文明十一年に清水寺が再興勸進奉加を始める時、朝倉一族やその家臣達は続々とこれにに応じて奉加し、文明末年にかけて名を連ねる中に見える「越前国堀江石見守景用」と南

郷「石見守」とは同人と考えられる。そして、その堀江石見守景用の全身は、『雑事記』の文明十五年・同十六年の条項に、しばしば河口庄代官名として見える「堀江中務丞景用」、さらに遡つて『雑事記』の文明七年一月十九日条に年貢千疋を納入した「下方代官堀江中務丞景用」や、朝倉孝景（英林）が越前平定中の合戦で三国湊の滝谷寺の竹木伐採の件と戦乱で預けて置いた蔵物が敵に奪い取られた件などについて発給した書状の宛所「堀江中務丞殿」もその人と推定される。当時、合戦中の堀江氏は朝倉方として滝谷寺を陣所にしていたのであろう。

以上の如く、堀江景用は官途を「中務丞」から「石見守」に進めて、最期は越前を遂電したことになるが、この「中務丞」以前の通称は、後世の史料から推考すると「左衛門三郎」ではなからうか。「左衛門三郎」については、「前項六」の【堀江「細呂宜家」の系譜】で触れたように、堀江越前守久用の敗死の後の宝徳二年（一四五〇）四月に細呂宜郷下方の政所の請文を提出した人物として突然に現れるから、「左衛門三郎」家として再び

越前に進出したのではなからうか。堀江「南郷」家が保持した代官職は、先の『雑事記』明応五年（一四九六）閏二月十七日条によれば、坪江藤沢名・本庄政所・王見郷・関郷・牧村・三国湊の半分（半分は朝倉慈視院光玖が代官を勤める）を保有してまさに堀江氏の中核となり、堀江氏の父祖伝来の河口庄本庄郷や坪江下郷の三国湊周辺の支配を再び固めていったとみるべきであろう。なお、関郷についても『雑事記』文明十一年九月十日条に、「代官堀江中務」として現れている。

ところで、長祿合戦後間もなくの寛正二年（一四六一）頃から「堀江加賀守」が史料に初めて見えてくる。すなわち、『雑事記』同年十月十八日条に、坪江庄藤沢名の不当な掠取を非難する「堀江加賀」宛の大乗院衆僧の書状が収載されている。元来、坪江庄藤沢名は藤原氏一族の中山大納言親通が不当な知行を続けたため新三十講の仏事が退転する結果となり、中山氏は藤原氏一族から追放されるという「放氏」の制裁まで受けたが、藤沢名の在地代官は堀江石見守が保持していた。長祿合戦後は堀江一党闕所分となり幕府奉行入

の初井氏に代官職が一旦帰したが、間もなく堀江加賀守がこれを押領し、以後も代官として活動したことが『雑事記』で知られ、寛正六年十二月二十六日に守護遵行状が大乗院に到来し、十二月廿四日付で藤沢名代官職を堀江加賀守入道に仰せ付けるべく守護代甲斐信久が一井・平右馬の小守護代に遵行している。堀江加賀守は藤沢名代官職のみならず、坪江・河口両庄の所々に諸職を保持している。

『雑事記』寛正三年六月二十二日条で「坪江郷之内三国湊両代官小布施・堀江也、…堀江跡分事ハ遠江・加賀去正月十五日入部、…各任雅意云々」とあるが、文中の「遠江・加賀」とは「堀江加賀」の誤植と考えられ、三国湊代官職も勤めていたらしい。また、同年十一月九日条では、河口庄細呂宜郷興禅寺領も堀江加州が押領しており、堀江嫡流と機を一にする活動を進展させているが、これ以後、堀江加賀守の存在は史料から一旦は消える。この「堀江加賀守」の出現は、先に述べた「左衛門三郎」と堀江の南郷「石見守（中務丞）」との間隙を補完するような時期に史料に現れ、その保持する諸職も堀江の南郷氏と共通

することから家系的に関連がありそうである。つまり、宝徳頃の堀江左衛門三郎は、長祿合戦によって没落した堀江石見守家を再興せんがために、堀江加賀守に名を変えて再度越前に進出した一族であろうか。やがて堀江南郷家が朝倉氏に臣従して越前平定に協力し、中務丞・石見守と官途を進めていたのであろうか。以上、まことに強引な仮説かも知れないが、ありえないことでもなからう。

注記

- (30) 松浦氏は、「加賀国山代莊南郷」在任と判断されている。
- (31) 「清水寺再興勸進状并奉加帳」（清水寺成就院文書「福井県史」資料編2）
- (32) 『雑事記』文明十五年六月末条・同年十二月末条・同十六年九月一日条
- (33) 「朝倉孝景書状写」（滝谷寺文書「福井県史」史料編4）
- (34) 『雑事記』寛正六年十一月二十八日条・同年十二月十四日条
- (35) 『雑事記』寛正六年十一月二十七日条

八、堀江本庄家の系譜

四の「堀江三郎左衛門とその系統」の項ですでに触れたように、応永二十一年に荒居郷の政所職を保有していた「堀江三郎左衛門入

道道賢」が守護代甲斐氏とともに遠江国へ進出すると、永享九年比から荒居郷の政所職は「堀江三郎左衛門」から「本庄氏」に代わっており、本庄氏の荒居郷の政所職の保有は、少なくともそのまま応仁頃まで続いたらしい。この「本庄氏」は「堀江三郎左衛門」の傍系の可能性が高く、「堀江三郎左衛門」が守護代甲斐氏と連携したからこそ、「本庄氏」も長祿合戦で守護代方に属したのであろうか。

元来、本庄氏は河口庄本庄郷を本貫とした堀江氏一族と考えられるが、政所職や公文職など本庄職の重職に就任した記録は発見されない。しかし、『雑事記』文正元年七月一日条の河口庄職人名の中では本庄氏が本庄郷と細呂宜郷の専当職を保有しているから、まったく本庄郷とのかかわりがなかったわけではなかった。長祿合戦では、守護方である本流の堀江石見守には属さずに守護代の甲斐・朝倉方に味方して勝利を収めたものの、その後の本庄氏の動向はほとんど知られなくなる。この本庄氏についての最後で唯一の徴証は、『雑事記』文明十五年十二月三日条の「北国

所々給人等」の名列に見える「本庄河内守」である。しかし同時に大乘院から内書を贈遣した朝倉氏景や他の家臣達の最後に「堀江河内守」が見えるが、これら名列名の位置から見ても「本庄河内守」は「堀江河内守」と同一人と推測される。「堀江河内守」は『雑事記』文明十六年九月末条に「細呂宜代官堀江河内守」として見え、先に本庄氏が細呂宜郷の専当職にあつたことと一致する。時代は下るが、『雑事記』明応五年閏二月十七日条にも細呂宜郷上方代官として「堀江河内守」が見え、翌六年七月八日条では細呂宜郷上方代官は「坪(堀)江河内守息」の「堀江玉猿殿」に代わっている。しかし、以後史料からは「堀江河内守」が消える。なお、松浦氏も述べておられることだが、明応五年十一月に三国湊性海寺に「当知行分藤沢菅浦原方之内、今泉名之本役・同夫銭并内徳等³⁶⁾」を寄進している。「景秋」は、この「堀江河内守」の可能性が高い。

注記

(36) 「性海寺文書」(『福井県史』資料編4)、

九、後期「堀江石見守」家の系譜

大乘院門跡の尋尊は北国庄園を管轄する家司の楠葉次元に尋ねた「北国譜代官」の事について、『雑事記』明応五年閏二月十七日条に次のように記載している。

一北國諸代官共事、楠葉二相尋之、當時堀江ト号スルハ加賀國者也、号堀江之南郷云石見守也、

坪江藤澤名 (公脱) 本庄政所公文ハ朝倉

王見郷 關郷

牧村 三国湊半分 半分ハ慈観院、

細呂宜上方 但堀江河内守云々、

以上

堀江加賀守入道石見守ハ遂電、

細呂宜下方ハ堀江民部少衛門尉 是ハ越前守孫也、

溝江郷 溝江殿朝倉也、

坪江上下郷 杉若 兵庫郷政所、朝倉殿

坪江藤沢名・本庄政所・王見郷・関郷・牧

村・三国湊半分の代官職を有していた堀江南郷の石見守(景用)は当時すでに逐電してい

て、恐らく先に述べた「堀江加賀守入道」が跡式を支配していたのであろう。堀江加賀守入道と堀江石見守とは、すでに述べたように家系的に当然関連性が示唆される。

ところで、堀江石見守(南郷)逐電の理由については不明であるが、先記の松浦氏の論文では、注の(34)で詳細に検討しておられるように、これまで朝倉氏領国を支えてきた慈観院光玖など朝倉同名衆の重鎮が相次いで死去して朝倉氏が一大危機に直面していたとされる状況が背景にあつたのではないかと理解しておられるが、これに加えて長享二年(一四八八)加賀守護の富樫氏が一向一揆に攻撃を受けた時、富樫氏と同姓であつた堀江中務丞景用が救援に派遣されたが間にあわず富樫氏が滅亡したという政変にも関係がありそうである。時代が下つて永禄十年(一五六七)に加賀の一揆や本願寺と通じて堀江景忠が朝倉氏に対して反乱を起こしているのも、堀江石見守(南郷)逐電が遠因となっているのではないかと推考されるが、今のところ不明といわざるをえない。『雑事記』で堀江石見守(南郷)の逐電を記載する明応五年の翌六年

七月八日条には、朝倉氏を通して河口・坪江両庄の年貢未進を催促する書状が各代官に発給されているが、その筆頭に「号坪江殿 堀江左衛門三郎 藤沢両所・牧村・満丸」が見え、翌七年四月十三日条にも「堀江左衛門三郎方四ヶ所、藤沢両所・得丸・牧村」とあり、堀江左衛門三郎は年貢催促にまだ応じていないことが知られる。

堀江氏に関する『雑事記』の記録がこの頃を最後として消えると、代わって、堀江氏が発給した文書が三国湊の真言宗滝谷寺と性海寺との文書に伝来するようになる。先に述べたような滝谷寺を陣所としていたと思われる「堀江中務丞殿」宛の朝倉孝景（英林）書状が文書としては最も古いが、同時期の文書として文明八年（一四七六）十一月付「堀江景重田地寄進状」⁽³⁸⁾が伝来する。但し文中では「堀備後守」と名乗り、包紙に「堀江事堀備後守景重田地寄進状」とあることから、この文書を堀江関連文書としてきたが、「堀」といい、「備後守」の官途といい、堀江氏に關係があるか否かは不明と言わざるをえない。なお、明応五年の「堀江景秋寄進状」についてもす

松原 越前国国人衆の堀江氏から朝倉氏国衆へ

でに触れているのでここでは省略する。

堀江氏本家に関する文書としては永正元年（一五〇四）六月十日付「堀江景実野島寄進状」⁽³⁹⁾と同六年十二月二十八日付「堀江景実米銭寄進状」があり。文中では「中務丞景実」と署名しているが、同十三年九月十四日「堀江景実・同景用田地寄進状」⁽⁴⁰⁾では「石見守景実・左衛門三郎景用」として連署しているから、景実・景用は親子關係であろう。大永七年（一五二七）十月二十六日付「堀江景実書状」⁽⁴¹⁾でも石見守景実であり、このように次第すると、堀江石見守（南郷）逐電後、その跡を一時支配した堀江加賀守入道から代官職を継承した堀江左衛門三郎とは時代的に「堀江景実」に相当して、左衛門三郎・中務丞・石見守へと、通称や官途名を進めていったのであろう。次に、天文二十二年（一五五三）一月二十八日付「堀江景忠布施米銭付立」⁽⁴²⁾の堀江景忠は景用の子、石見守景実の孫と考えられる。この景忠の官途名はここでは不明であるが、年未詳五月二十二日付「堀江景忠書状」⁽⁴³⁾では「中務丞景忠」とある。この景忠は永祿十年（一五六七）に子息の利茂とともに

朝倉義景に叛旗を翻して敗北し加賀に亡命した。景忠は後に「堀江藤秀」⁽⁴⁴⁾と改名して朝倉滅亡後に越前に復帰している。

注記

(37) 「朝倉始末記（賀越蘭譯記）」二蓮如 一向一揆 日本思想体系17所収

(38) 「性海寺文書」四号（福井県史）資料編4

(39) 「性海寺文書」八号（福井県史）資料編4

(40) 「性海寺文書」一三号（福井県史）資料編4

(41) 「滝谷寺文書」一七号（福井県史）資料編4

(42) 「滝谷寺文書」五一・五二号（福井県史）資料編4

(43) 「滝谷寺文書」二〇二号（福井県史）資料編4

(44) 「滝谷寺文書」一三〇・一三七・一四〇・一四二号（福井県史）資料編4

十、堀江石見守（安嶋殿）家と堀江庶流

堀江景忠が朝倉義景に対して反乱を起こした時期となる永祿期における堀江一族の動向を知る史料として注目すべきは「河口庄勘定帳」⁽⁴⁵⁾であろう。「河口庄」とはあるが、内容は奈良興福寺大乘院領で、かつては「北国庄園」とも呼ばれた河口・坪江両庄における永祿四年～同十二年までの年貢収納帳である。興福寺領庄園としては、まさに衰退期のものであるが、これには年貢を負担している朝

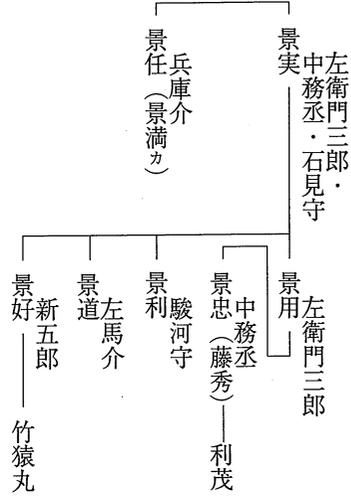
倉同名衆や朝倉内衆のみならず、坂井郡を基盤とする国衆・地侍の氏名も多く記載されている。これら国衆の代表である堀江氏のみを年貢収納帳から抽出してみると、細呂宜下方の本役を負担する「細呂宜殿」、細呂宜上方本役銭の「堀江右近衛尉」、関郷の地成分本役銭・公文分本役銭の「堀江兵庫助」、徳丸名本役の「堀江左馬助」、南地本役の「堀江駿河守」などである。関郷の「堀江兵庫助」は岡部系図に記載される堀江景実の弟「堀江兵庫介景任」と考えられ、福井市西光寺の梵鐘銘文に残る「越前河口之庄関郷 于時永正十三丙子三月廿九日 大願主藤原朝臣景満大工志原山岸兵衛尉家次」とある「藤原朝臣景満」は、時代的に勘案すると、堀江景実の弟「堀江兵庫介景任」と同人の可能性が高く、「河口庄勘定帳」に見える「堀江兵庫助」の父であろうか。次いで、徳丸名本役を負担する「堀江左馬助」は、岡部系図に記載される景実の子の景用の弟「左馬介景道」と同人家子であろう。また、「堀江駿河守」は永禄元年頃の十一月十八日付で滝谷寺へ発給している「堀江駿河守景利書状」の景利と同人であろう。天

文二十二年（一五五三）閏一月に滝谷寺へ段銭を寄進した「堀江新五郎景好」も岡部系図では「堀江兵庫介景任」の弟に次第しており、同文書では竹猿丸が嫡子であることも知られる。なお、岡部系図には現れないが、堀江新兵衛尉利勝が天文十一年十一月十七日付から同十五年二月二十九日付まで毎年、三国湊の「中堂本役米請取状」に署判しており、湊中堂内野島を堀江景実が知行していることから、堀江新兵衛尉利勝は堀江氏の傍系で堀江景実の奉行人であろうか。

ここで特に検証すべきは、当然現れるべき堀江氏の嫡流の堀江景忠であるが、当「河口庄勘定帳」では堀江景忠としては現れない。しかし、鶴丸名・三ヶ浦の本役を負担する「安嶋殿」こそ、堀江景忠に該当するのではないかと考えられる。鶴丸名・三ヶ浦はともに坪江下郷に所在する名田と浦名であるが、特に「三ヶ浦」は梶・崎（前）・安嶋の三津浦の総称で、中でも安嶋の対岸の雄島には古くから三保神社と呼ばれてきた大湊神社があり航海安全・外敵防御の守護神として崇敬され、安嶋は三国湊とともに日本海航路の要として

の重要な津浦であるとともに漁業権をも支配する位置に相当していた。従って当時、堀江景忠はここ居館して「安嶋殿」と尊称されたのであろう。「安嶋殿」が堀江景忠と同人と考えられるのは、「河口庄勘定帳」において「安嶋殿」が鶴丸名・三ヶ浦の本役を負担するのは永禄八年までで、同九年は未進、そして同十年以降は朝倉氏代官の養善院と中村三郎兵衛が負担して「安嶋殿」は消えており、同十年の堀江景忠が朝倉義景に叛旗を翻し敗北して加賀に亡命した後、鶴丸名・三ヶ浦の本役負担が朝倉氏の支配下に移行したことを示唆する。堀江兵庫助の跡式もこの期に朝倉氏代官に変更しているし、徳丸名本役負担の「堀江左馬助」や、南地本役の「堀江駿河守」も、同十年以降には年貢を負担していないから、いずれも堀江景忠とともに没落したのであろう。なお、「安嶋殿」の館跡の伝承は安嶋に残っていないが、恐らく、現在の大湊神社の神官社務所敷地一帯かと推定される。かつて景忠の祖が「坪江殿」と呼ばれたのも、このように坪江郷に古くから勢力地盤を確立していたからで、「坪江殿」がやがて狭義の

「安嶋殿」に移行したとみるべきであろうか。



注記

- (46) 京都大学文学部国史教室所蔵文書「越前国城蹟考」に「堀江兵庫 下関村際南田畝内 東西二十五間 南北二十八間計之所」とあり、明治三年の地籍図では明らかに館跡が確認される(坂井郡における中世城館跡の研究) 福井県立丸岡高校研究紀要 一九七〇年
- (47) 西光寺梵鐘銘文(越前名蹟考『岡西光寺』の項)
- (48) 『滝谷寺文書』六一号(『福井県史』資料編4)
- (49) 『滝谷寺文書』五三三号(『福井県史』資料編4)
- (50) 『滝谷寺文書』二四・二八・三二・三四・三六号(『福井県史』資料編4)
- (51) 『性海寺文書』一〇号(堀江景実野島寄進状(『福井県史』資料編4))

松原 越前国人衆の堀江氏から朝倉氏国衆へ

十一、堀江石見守の館跡と菩提寺竜雲寺

近世中期に福井藩主の命により編纂された「越前国城蹟考」によると、堀江石見守の館跡が坂井郡内の番田村・上番村・中番村(現芦原町)の三か所に記載されている。すなわち、「朝倉家堀江石見守 堀江郷番田村ヨリ一町計東畑之内三十間五十間計之所有之」、「館跡 堀江石見守 番田ヨリ所替 中番村ヨリ北方畑之内八十五六間五十間計之所四方搔上堀有」、「館後 堀江石見守 中番ヨリ又所替二付今館ト云 下番村ヨリ二十間計乾方田畝之内四十間二十間計」とある。番田館跡の遺構は明治初年の番田地籍図の三七字「館ノ上」に痕跡を明確にとどめているが、中番村・下番村の両所の館跡は両村の地籍図により検討すると、両村にまたがる館跡で本来は同一の館跡を両村から書き上げられて二か所の記載となったことが判明した⁵³⁾。この地は河口庄十郷のうちの中心、本庄郷の中央に位置し、堀江氏の根城の本庄城館跡といふべきで、この東に隣接して河口庄十郷の惣社春日神社が鎮座し、そのさらに東隣して堀江石見

守の菩提寺竜雲寺が存在する。

永祿十年三月、堀江中務丞景忠・左衛門三郎利茂父子が、加賀の一揆と結んで謀叛を起こしたとの噂が朝倉義景の耳に入り、義景の命を受けた山崎吉家・魚住景固の両将は二千余騎を率い金津の溝江河内入道の館を本陣として、堀江館との間の上番一帯で、両軍は激しい合戦を展開した。両者ともに軍略をめぐらして勝敗の決着がつかなかったが、堀江父子を能登に亡命させて堀江の乱を終息させた⁵⁴⁾。このように、堀江景忠(後に石見守か)は、平素は交通上の要所の坪江郷安嶋に在住しながらも、本拠は戦略的要所の本庄城館に置いていたことが知られる。

ところで、堀江氏の菩提寺竜雲寺は『越前国名蹟考』には、曹洞宗で山号を大澤山と称し、由緒については「長享二年 地頭堀江石見守開基、御簾尾竜澤寺末、三十二代仏通活性禪師大空玄虎和尚 元祖之由」とある。坂井郡「竜澤寺前住帳」によると、大空玄虎和尚は長享二年(一四八八)に竜澤寺三十二世に入院し延徳二年(一四九〇)に三十三世と交替しているから、竜雲寺の開基はこれ以後

のこととなり、開基の堀江石見守とは堀江景実のことであろう。

注記

(52) 杉原・松原共編『越前若狭地誌叢書』上巻に所収

(53) 松原信之「坂井郡における中世城館跡の研究」

〔福井県立丸岡高校研究紀要〕一九七〇年

(54) 心月寺本系「朝倉始末記」

(55) 龍澤寺文書四一〇号〔福井県史〕資料編4)

(56) 竜雲寺過去帳では、当寺開山大空玄虎和尚の示寂を永正二年(一五〇五)とし、二世東木

長樹和尚の示寂を永正八年として時代的に一致する。しかし、他に景経・景重・景用・景忠・利茂など八人の堀江氏歴代の法名も記載するが、これは岡部系図により記載したものとみられて史料とは一致しない。特に開基は堀江備後守七郎景重之子石見守景実、法名竜雲寺殿徳嚴道功大居士、寛正五年(一四六四)八月二十日卒とあるが、卒年には隔たりがあつて信頼できない。

十二、堀江氏の被官(神波・堺・打田)

弘治元年(一五五五)七月二十一日、加賀の一揆勢征伐のため朝倉宗滴は大軍を卒して一乗谷を出立したが、これに一族・家臣を従えて出撃した堀江中務丞景忠の代表的な家臣として思想本「始末記」は、七月二十三日の奮戦で「堺藤兵衛尉・神波帯刀左衛門尉」を、八月十三日の合戦で堀江の郎党「堺民部左衛

門尉実清・神波新七郎忠成」の奮戦を述べており、それぞれ同族と思われる。坂井郡の有力国人であった堀江氏には当然多くの郎党内衆が隨身していたことは明らかであり、本稿では、堀江氏の勢力範囲である三国湊の性海寺や滝谷寺文書に現れる「堺・神波」の両氏について、まず論究したい。

堺氏については早くから文書に現れ、永享九年(一四三七)頃の「越前国河口庄十郷付十郷諸職人」に「堀江本庄殿」の「代官堺殿」が見え、下つて文明十年(一四七八)正月十七日には堺四郎兵衛尉為正・同主計亮盛正が母であろうか妙徳禪尼の菩提のために性海寺へ「本庄郷藤沢名内今泉別相田」を寄進しており、次いで堺新右衛門尉信正が、永正四年(一五〇七)二月十六日に自己の「現世安穩・後生善処」のため同じく性海寺へ「光貞名内田地」を寄進している。また、『雑事記』文明十五年六月晦日条の後尾に「堀江中務丞景用」に続いて「堺大蔵左衛門尉久信」が見えが、実名「久信」の「久」が守護代甲斐将久の「久」を受けているとすれば堀江氏と並ぶ甲斐氏の被官に転身したのかも知れない。

い。いずれにせよ、堺氏の嫡家であろうか。

神波氏については、大永七年(一五二七)

の朝倉教景・景紀父子の京都出兵に従軍した

「神波小四郎宗知」らが手柄を立てており、

次いで享祿四年(一五三二)八月十九日の加

州出兵にも堀江景忠に従軍した「神波新左衛

門尉」が見える(思想本「始末記」)。「堺・

神波」ともに文書に見えるのは、天文二十二

年(一五五三)正月二十八日に滝谷寺に対す

る「堀江景忠布施米錢付立」で、堀江景忠が

收納する所領の本役錢を御布施として滝谷寺

へ寄進する取り次ぎを「堺彦右衛門尉・堺藤

兵衛尉・神波新左衛門」が関与している。

永祿十年(一五六七)三月、堀江中務丞景

忠・左衛門三郎利茂父子が、加賀の一揆と結

んで謀叛を起こしたとの噂が義景の耳に入

り、山崎吉家・魚住景固に堀江氏討伐を命

じ、河口庄本庄下番村(坂井郡芦原町)の堀

江館一帯で両軍は激戦を展開した。この合戦

で打死した堀江勢の中に堀江一族の他、「堺

凶書・神波七兵衛・野尻与三左衛門・北村次

郎左衛門・平野四郎兵衛・堺彦右衛門」(思想

本「始末記」)などが見え、堀江方にとっては

大敗北であったらしい。しかし、天正元年（一五七三）、信長の近江出陣に対して浅井長政から援軍の要請を受けた朝倉義景は、みずから総大将となって七月十七日に一乗谷を進発し、八月六日には江北へ出馬して八月十四日に近江境の刀禰坂で朝倉軍団は完全に崩壊してしまいが、その前日の十三日に神波宮内助が江州合戦で戦死している。神波宮内助が神波一族ならば、先の堀江の乱の時に堀江方に荷担せず朝倉方に寝返った者がいたことが知られる。

ところで、連歌師の宗祇が朝倉孝景に贈与したという群書類従本の「老のすさみ」の奥書に「于時文明第十一曆己亥春三月書之、宗祇在判 打田太郎左衛門尉殿」とあり、この「打田太郎左衛門尉殿」を孝景の末子「朝倉太郎左衛門尉」と混同したり、朝倉氏被官説もあるが、朝倉被官に「打田」姓がなく、いずれの説も妥当とは考えられない。やはり「堀江七郎景用」が連歌に執心していたことから打田氏も堀江氏の被官であろう。大永六年七月二十六日に打田彦四郎実氏は、母であろうか「妙印禅尼」の毎日靈供田として性海寺へ

寄進しているが、打田実氏の「実」は、堀江石見守景実の一字を受けての実名と考えられるから、やはり打田氏は堀江氏の家臣であり、先の「打田太郎左衛門尉」も関係があるべきと見るのが妥当と思われる。

注記

- (57) 「河口庄坪江郷之帳」（『北国庄園史料』所収）
 (58) 「堺為正・同盛正田地寄進状」（『性海寺文書』「福井県史」資料編4）
 (59) 「堺信正田地寄進状」（『性海寺文書』「福井県史」資料編4）
 (60) 「滝谷寺文書」（『福井県史』資料編4）
 (61) 思想本「始末記」、市史本「始末記」では「神波宮内少輔」とある。
 (62) 米原正義「越前朝倉氏の文芸」（桜楓社刊『戦国武士と文芸の研究』所収）
 (63) 「打田実氏田地寄進状」（『性海寺文書』「福井県史」資料編4）
 (64) 大永七年十月二十六日付「堀江景実書状」（『滝谷寺文書』「福井県史」資料編4）